

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.3.18 第 171 回国会第 3 号

3 月 18 日（水）第 3 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者庁設置法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 1 号）
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 2 号）
消費者安全法案（内閣提出、第 170 回国会閣法第 3 号）
消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）
消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）
・麻生内閣総理大臣、野田国務大臣（消費者行政推進担当大臣）、谷本内閣府副大臣、増原内閣府副大臣、石田農林水産副大臣及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君（民主）小宮山洋子君（民主）及び階猛君（民主）に対し質疑を行いました。
・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

岸田文雄君（自民）

- ・本法律案を審議するに際し、現在の消費者行政全体の現状について、端的に何が問題と認識されているのか、野田国務大臣及び提出者の所見を伺いたい。
- ・消費者権利院は自ら法律を企画立案・執行する権限を持たないことについて、何か不都合が生じるおそれはないのか提出者に伺いたい。一方、消費者庁に 29 法律を移管し、自ら法律を所管することについて、野田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・地方の消費者行政組織について、消費者権利院法案では、国の組織に地方の組織を組み入れたことの意義を提出者に伺いたい。一方、政府においては地方消費者行政への財政上の支援を行い、また、消費者安全法案において都道府県の消費生活センターを法的に位置付ける等を規定したが、その趣旨及び目的を野田国務大臣に伺いたい。

やまぎわ大志郎君（自民）

- ・事故米問題が起きた時に、消費者庁がすでにできていたとしたら、どのような対応がなされていたか。また、こんにやくゼリー問題のようなすき間事案への具体的な対処を伺いたい。
- ・消費者問題の影響は経済的なものに限らず、事業者と消費者間の信頼関係にも及ぶが、消費者被害が日本経済にどのくらい影響しているか。
- ・消費者庁の設置は事業者に対しても影響がある。事業者に対する過剰規制とはならないことや事業者にもメリットがあるということアピールする必要がある。消費者庁への消費者関係法律の移管にあたり、どのような配慮がなされたか。

園田康博君（民主）

- ・消費者行政推進基本計画において示された消費者庁による関与の検討対象に挙げられた法律が 43 本ある。振り込め詐欺救済法、金融商品取引法等は現在、消費者問題が顕在化しているが、今回、消費者庁へ移管・共管となる法律の対象とはならなかった理由を問う。
- ・野田国務大臣の記者会見の中で、こんにやく入りゼリー窒息死事件は、いわゆる「すきま事案」の事件であり、消費者安全法案で対応していくということだが、消費者安全法案の制定により、情報を一元的に消費者庁に集約し、すみやかに対応を行い、重大事故に関して消費者庁は勧告等行うということであるが、具体的にどれだけ迅速な対応を行うのか。消費者庁ができれば、本当にこのような「すきま事案」がなくなるといえるのか。
- ・地方消費者行政における消費生活相談員は人員が減少しつつある。国民が消費者問題に関し相談するのは、身近な相談員であり、その相談員の処遇改善をしっかりと行うことが必要で、そうでなければ消費者庁という組織を創設しても意味はないだろう。国として予算措置も含めて相談員の処遇改善をどのように考えているのか、野田国務大臣の見解を問う。

小川淳也君（民主）

- ・平成 13 年の小泉政権下において国民生活センターの直接相談業務は廃止の方針であったのが、平成 19 年の福田政権下においては存続となった。方針が変更されたということだと思うが、その経緯をお聞きしたい。
- ・地方消費者行政活性化基金は具体的にはどのようなことに使えるのか。同基金は相談員の人件費には使えないと

のことだが、地方の現場で最も望まれているのはまさに人件費に充当できることである。野田国務大臣としてこうした要望に応える責任があるのではないか。

- ・消費者権利院法案における地方消費者行政の体制強化の方策を伺いたい。また、消費生活相談員の国家公務員化に際しての財源、将来的な地方分権化の可能性についてお答えいただきたい。

(ここから内閣総理大臣出席)

七 条 明君(自民)

- ・消費者庁を設置するにあたり、今までの消費者行政を変えなければならないが、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案(以下、「消費者庁関連3法案」という。)について総理の見解を伺いたい。
- ・消費生活相談員の身分を国家公務員にしていることは行革に逆行すると思うが消費者権利院法案について総理の見解を伺いたい。
- ・現在消費者事故が多発しているが、その被害者が何を望んでいると思うか。また、いわゆる「すきま事案」について、消費者安全法案ではどのように対処できるのか、野田国務大臣に伺いたい。

大 口 善 徳君(公明)

- ・現在の消費者行政について、どこに問題があるのか総理に伺いたい。
- ・消費者政策委員会は消費者の意見を反映させなければならない。消費者政策委員会の人選の基準について野田国務大臣に伺いたい。
- ・消費者政策委員会から意見具申されたらどのように対処するか、総理の意見を伺いたい。
- ・消費生活相談員の待遇を改善することについての総理の意見を伺いたい。

小 川 淳 也君(民主)

- ・建築基準法が消費者庁に移管されない理由について伺いたい。
- ・消費者庁の設置にあたり、総理の決意を伺いたい。
- ・キャノンの国民政治協会への献金額を伺いたい。

園 田 康 博君(民主)

- ・消費者行政改革について麻生内閣総理大臣の対応及び決意についておききたい。
- ・地方の消費者行政に対する支援及び連携の必要性に関する麻生総理及び衆法提出者の認識を伺いたい。
- ・地方への消費者行政に関する交付金及び地方消費者行政

活性化基金の創設の内容について伺いたい。

仙 谷 由 人君(民主)

- ・消費者庁の創設により、円天(L & G)事件などにおける被害の救済・解決に及ぼす効果に関する麻生総理の認識について伺いたい。また、民主党案ではどのような対応ができるのか。

吉 井 英 勝君(共産)

- ・消費者庁設置について検討することになった契機は食品安全であったと思うが、麻生総理に確認したい。
- ・(株)三菱総合研究所の市民のリスク意識調査において2008年「最も怖いと感じたニュース」として「中国製ギョーザ農薬混入問題」が、「世界的金融不安」をおさえて1位になった。麻生総理はこのことをどう感じになるか。」
- ・輸入食品に対する検査、検疫等については人員が不足している。検査・検疫体制を強化するために機器等設備の予算と人員増が必要である。麻生総理の認識を伺いたい。

日 森 文 尋君(社民)

- ・今回消費者庁の中に設けられる消費者政策委員会についてはその機能強化及び他の省庁との連携が必要である。麻生総理の認識を伺いたい。
- ・地方の消費者行政は、予算、人員ともに減少傾向にある。この流れを反転させるため、国の財政的な支援が必要であると思うが、総理の認識を伺いたい。

糸 川 正 晃君(国民)

- ・麻生総理は、事故米の不正流通問題に関して所信表明演説において事件の再発防止について意見表明をしているが、この事件に関して農水省の処分、米流通システムの見直し等の対策に対して満足しているのか。
- ・農林水産省でのBSEに続く事故米の不正流通などの問題が発生し、「こんにやくゼリー問題」は10年以上の放置されていた。こうした縦割り行政の弊害や行政の不作為といった問題を解決し、消費者の立場に立った政策を行う必要があると思うが、麻生総理の認識を伺いたい。
- ・日本全国あまねく地方、特に人口の少ないところの消費者が相談できるように消費者庁が地方の消費者行政に対する支援を行うとともに地方と連携をとることが大事である。麻生総理の見解を伺いたい。

(ここまで内閣総理大臣出席)

榊屋敬悟君(公明)

- ・野田国務大臣は消費者庁関連3法案を行政改革の中でどのように位置づけるのか。
- ・提出者は21世紀型行政改革をどのように捉えるか。
- ・行政改革の観点から採用された組織である消費者庁が主導して国の地方出先機関や都道府県を活用するという体制はある意味指揮命令系統が複雑化するおそれがあるが、果たして実効性はあるのか。

吉井英勝君(共産)

- ・ミニマム・アクセス米について、農林水産省の検査結果を踏まえ法令に適合したものだけを販売するという方針の確立(2月19日)前に検査抜きで販売された汚染の可能性のある米に対しては行政側にも責任があるのではないか。
- ・カビは輸送中に発生するという現状を踏まえ、ミニマム・アクセス米に対する輸入検査体制を抜本的に強化する必要があるのではないか。
- ・ミニマム・アクセス米の輸入検査体制における人員を増員する必要があるのではないか。

日森文尋君(社民)

- ・消費者庁設置法では、消費者庁に置かれる消費者政策委員会は、内閣総理大臣等の諮問に応じて重要事項を調査審議することになっている。委員会自らの発意でも調査

審議でき、さらに、その結果を受けて必要な措置がとれるよう法律に明記すべきではないのか。

- ・消費者政策委員会は内閣総理大臣や関係各大臣等に意見を述べるができるが、その意見にはどれほどの拘束力があるのか。
- ・地方自治体の消費者行政の体制整備のため、活性化基金の創設や活性化交付金などの措置がとられているが、地方財政の現状を踏まえると、さらなる財政支援が必要ではないか。

糸川正晃君(国民)

- ・これまで内閣府設置法第12条に規定された関係行政機関の長に対する特命担当大臣の勧告権は行使されたことがあるのか。野田国務大臣は、国民に対して透明性を高めるためにも、密室になる大臣間の協議調整ではなく、この勧告権を積極的に活用すべきではないか。
- ・消費者政策委員会の委員の構成は重要だが、15名の委員のうち、消費者団体の代表者、企業団体の代表者などはどの程度の割合になるのか。見通しを聞きたい。
- ・消費者行政においては地方との連携が大事であり、過疎地域の状況などを考えると、野田国務大臣は、どの程度の国の支援が必要であると考えているか。